

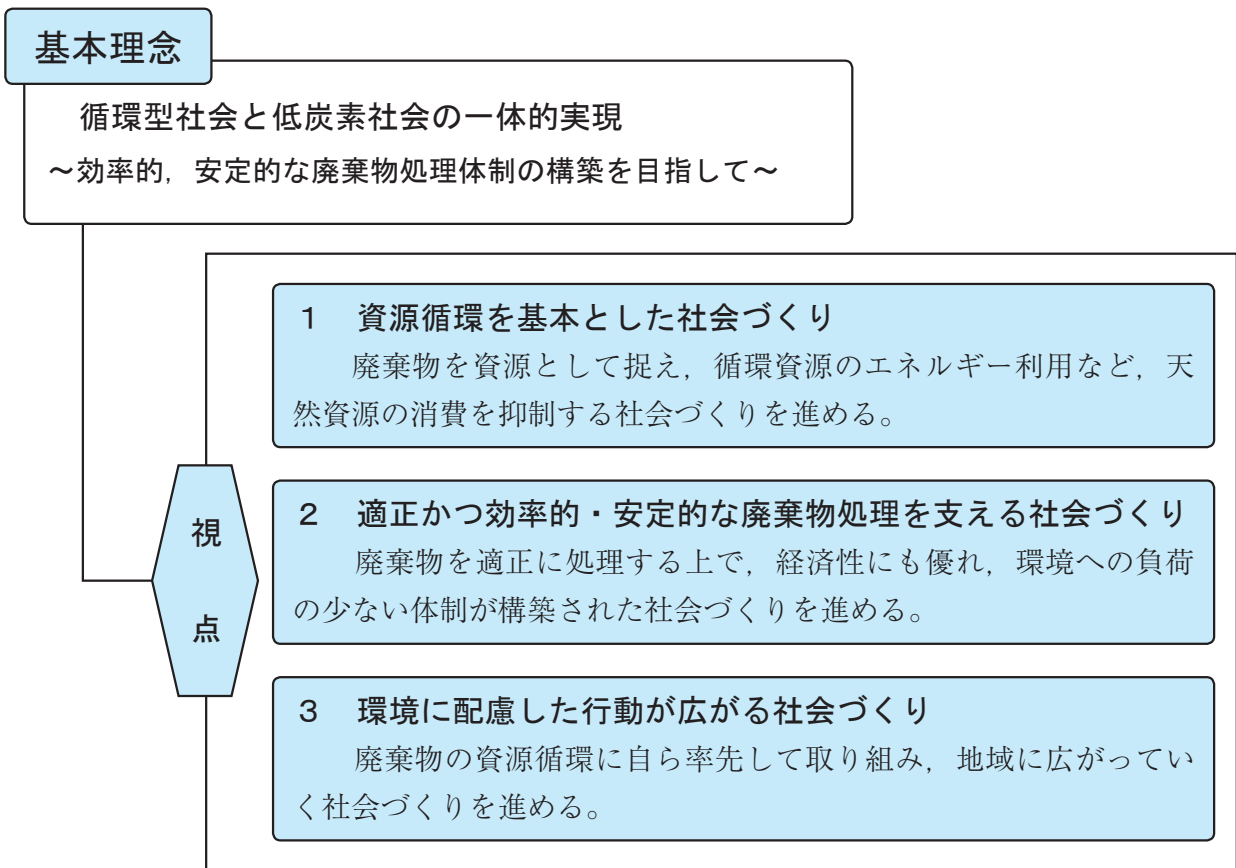
## 第6章 施策の展開

### 1 施策展開の視点

本県における廃棄物に関する諸課題を解決し、将来世代にも継承することができる持続可能な社会を形成するため、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の実現に向けた取組を進めるとともに、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会」の構築に向けた取組を併せて進めていくことが重要です。

また、今後は、人口減少社会に対応するため、効率的な廃棄物の処理体制を構築し、安定的に維持していく必要があります。

以上の点を考慮し、県民・事業者・関係団体・行政など様々な主体が適切な役割分担のもと、次の基本理念及びそれに基づく三つの視点から施策を推進します。



## 2 施策の体系

区分・取組の方向		主な施策
資源循環を基本とした社会づくり		
1	一般廃棄物の排出抑制, 再使用, 再生利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 R の推進</li> <li>・ リサイクル製品の使用促進</li> <li>・ 未利用廃棄物のエネルギー利用の促進</li> <li>・ 使用済小型電子機器等のリサイクルの促進</li> <li>・ ごみ焼却施設における高効率発電の促進</li> </ul>
2	産業廃棄物の排出抑制及び減量化等の推進	
3	質の高いリサイクルの推進	
4	地域循環圏での有用資源の回収体制の確保	
5	低炭素社会への取組の推進	
6	リサイクル産業の集積・育成	
適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり		
1	将来を見据えた市町連携による廃棄物処理体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物処理施設の効率化の促進</li> <li>・ 電子マニフェストの普及促進</li> <li>・ PCB 廃棄物処理の推進</li> <li>・ 優良な産業廃棄物処理業者の育成</li> <li>・ 市町の災害廃棄物処理計画策定の促進</li> <li>・ 海岸漂着ごみ清掃の取組推進</li> </ul>
2	一般廃棄物の適正処理対策の推進	
3	産業廃棄物の適正処理対策の推進	
4	産業廃棄物処理施設の確保・維持管理等	
5	不法投棄防止対策の推進	
6	災害廃棄物対策の推進	
7	海ごみ（海岸漂着ごみ等）対策の推進	
8	生活排水対策（し尿等）の推進	
9	今後発生が想定される廃棄物への対応	
環境に配慮した行動が広がる社会づくり		
1	環境意識の向上及び自主的行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町との連携による普及啓発</li> </ul>
2	各主体の取組支援	
3	環境情報の提供	
4	地域課題解決に貢献する環境対策の推進	

## 第1節 資源循環を基本とした社会づくり

### 1 一般廃棄物の排出抑制,再使用,再生利用の推進

#### (1)生活系ごみの減量化の推進【重点取組】

生活系ごみの減量化に当たっては、住民が自らの生活様式を見直し、計画的な買物を心掛けるなど、「持続可能な消費<sup>1</sup>」の意識を持つとともに、ごみの排出を減らす取組を実践することが重要です。

今後も、レジ袋の使用抑制、マイバッグの持参、店頭回収の推進など、下表に示すようなごみ減量化の取組事例を、事業者、住民及び行政の各主体が率先して取り組むよう周知啓発し、実践するよう運動を展開していきます。

また、生活系ごみの多くを占める生ごみの抑制を重点的に進めるため、「もったいない」という文化・意識を生かし、市町、事業者と連携し、食品ロス削減等の取組を推進します。

表19 ごみ排出抑制に係る取組事例

区分	取組事例
事業者	レジ袋の使用抑制・有料化、過剰包装の抑制、梱包の簡素化、店頭回収の推進等
住民	マイバッグ・マイボトル・マイカップの持参、過剰包装を断る、集団回収の実施、リターナブル容器 <sup>*1</sup> 等環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスの選択、生ごみ処理機等の利用、不用品交換・他用途への活用、エコクッキング <sup>*2</sup> 、水切りの徹底、計画的な買い物、リサイクルシステムのある商品を選ぶ等
行政	マイバッグ運動、マイボトル・マイカップ持参の推進、集団回収の推進、環境教育・環境学習の推進、資源回収推進団体の育成と支援、生ごみ処理機購入補助等

※1 リターナブル容器：洗浄するだけで再利用できる容器のこと。

※2 エコクッキング：食物やエネルギーを無駄にせず、水を汚さないよう工夫したり、ごみを減らしたりして、環境に配慮しながら料理をつくること。

#### (2) 事業系ごみの減量化等の推進【重点取組】

一般廃棄物の排出量の約4割を占める事業系ごみの排出抑制・減量化を進める上で、事業者自らが事業系ごみの処理責任を自覚し、ごみの排出を減らす取組を積極的に推進することが重要です。

市町が行う事業者への減量化指導や多量に排出する事業者への減量化計画の策定指導に対する助言のほか、業種に応じた3Rの方策について、業界団体等と連携した取組の強化を図ります。

#### (3) 2R（リデュース・リユース）の推進

2Rの取組を進めるためには、リサイクルよりも優先順位の高い2Rの取組が更に進む社会経済システムの構築が必要です。このため、先進的な2Rの取組を収集して、県と市町で情報共有を図るとともに、イベント時等における使い捨て容器の削減などについて、市町と連携した普及啓発を行い、2Rの取組が進む社会を形成していきます。

1 持続可能な消費：国連が取り組んでいる最も重要な課題の1つで、1人1人が問題意識を持って行動することで、バランスを欠いてしまった現代の社会問題や環境問題を解決しようとするもの。過剰な消費を抑え、世界中の全ての人たちが生活するために最低限必要なものを手に入れられるようになることを目的としている。

#### (4) 一般廃棄物処理施設における展開検査の推進

一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、一部の市町では事業系一般廃棄物の収集運搬車を対象とした展開検査を実施していますが、こうした取組が推進されるよう技術的支援<sup>2</sup>を行います。

#### (5) 分別排出の徹底の推進

ごみの再生利用を進め、最終処分量の削減を推進するためには、ごみの分別を徹底し、再生利用できるものは資源として確実に循環させることが重要です。

このため、市町に対し、国が策定した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成25年4月改訂）」に基づき、分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの適正化を図るよう技術的支援を行います。

また、分別排出の徹底について、住民の理解と協力が得られるような市町の取組を促進します。

#### (6) 一般廃棄物処理に係る手数料の適正化の推進

一般廃棄物処理の有料化や手数料の値上げは、ごみ排出量の減量化に一定の効果があるものとされています。このため、市町に対し、国の「一般廃棄物処理手数料有料化の手引き（平成25年4月見直し）」を周知するとともに、県内市町のごみ処理に係る手数料の状況を取りまとめて情報提供し、消費税等の引き上げ等も考慮した手数料の適正化に向けた取組について技術的支援を行います。

## 2 産業廃棄物の排出抑制及び減量化の推進

### (1) 産業廃棄物の排出抑制、減量化等の啓発・支援

循環型社会の実現のためには、まず、廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物の再利用、再生利用、熱回収等の順にできる限り循環的な利用を行うことが必要です。

産業廃棄物を排出する事業者に対し、そうした意識を醸成するため、廃棄物の排出抑制、減量化等の啓発を推進します。

また、事業所内廃棄物の排出抑制や減量化に資する施設の整備を推進します。

### (2) 多量排出事業者における減量化計画の策定指導

廃棄物処理法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）により減量化計画等の策定が義務付けられている多量排出事業者<sup>3</sup>などに対し、実効性のある計画の策定や計画の着実な実施を指導します。また、多量排出事業者が提出した減量化計画書・実施状況報告書について、法で都道府県知事がインターネットの利用により公表することが規定されていることから、計画書・報告書の提出を通じて事業者の自主的な取組を促し、減量化を推進します。

2 技術的支援：一般廃棄物の分別収集区分、処理方法、再生利用及び適正処理促進のための施設整備並びに広域化による施設の効率的配置等に対して、市町間の調整を行うほか、市町に対する助言や先進的取組に関する情報提供等を行うこと。

3 多量排出事業者：廃棄物処理法又は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）、条例は500トン以上ある事業場を設置している事業者のこと。

### (3) 産業廃棄物埋立税制度の活用

平成15年度に導入した産業廃棄物埋立税制度は、経済的手法による産業廃棄物の排出抑制及び減量化等を促進し、税収を活用して循環型社会の実現に向けた施策を図る上で重要な制度です。

税活用施策について、今後、外部有識者などとともに、更なる3Rの推進に向け、新たな施策展開の在り方について検討します。

## 3 質の高いリサイクルの推進

### (1) リサイクル製品の使用促進

県内で排出した廃棄物などを使用したりサイクル製品の利用を促進するため、使用実績があり、所定の要件・基準に適合したりサイクル製品の登録を行い、県のホームページ、パンフレット等を通じて積極的な情報提供を行います。

### (2) リサイクル技術研究開発・施設整備の促進

廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの取組を促進するため、事業者が実施するリサイクル技術に係る研究開発や施設整備、産業廃棄物処理業界や大学による産学連携の活動の支援及びリサイクル産業の活性化を推進するとともに、リサイクル産業団地であるびんごエコ団地の分譲など、地域におけるリサイクル産業の振興を図ります。

また、今後、廃棄物のリサイクルに当たっては、製品と同一の性状のものを製造する等の高度なりサイクル（水平リサイクル）技術の研究開発を促進するとともに、廃棄物からのエネルギー回収、食品ロスの削減に資する研究開発や施設整備の促進など、資源循環の徹底に向けた取組を進めます。

### (3) 建設廃棄物のリサイクルの推進

コンクリート、アスファルトコンクリート等のがれき類の再生品について、公共工事で積極的に使用することによりリサイクルを先導し、着実なりサイクルの推進を図ります。

建設汚泥は、まず現場内での再生利用を第一に努め、現場内での再生利用が困難なものについては、当該現場外での再生利用が図られるよう指導することにより、最終処分量の縮減を図ります。

また、建築物の解体工事で発生した廃棄物については、リサイクルを容易にするため、分別解体又は現場条件に応じた分別の徹底を啓発します。

### (4) 農業系廃棄物、下水汚泥のリサイクルの推進

#### ○ 家畜排せつ物のリサイクルの推進

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」及び「広島県資源循環型畜産確立基本方針」に基づき、家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を推進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理・利用に必要な畜産業者の技術力の向上、畜産部門と耕種部門が連携した堆肥等の流通・利用の促進を図ります。

また、地域の実情に詳しい市町、関係団体と構成する地域資源循環型畜産推進指導協議会の下、総合的な指導体制の充実を図ります。

### ○ 下水汚泥のリサイクルの推進

下水汚泥は、従来からセメントや堆肥などへの利用が行われていますが、近年、全国的に固形燃料化等による再生可能エネルギーとしての活用も進められています。

県内においても、広島市西部水資源再生センターで、平成24年度から炭化施設が稼働しています。また、広島県芦田川流域芦田川浄化センターでも、平成28年度から下水汚泥固形燃料化施設を稼働させることとしており、発生汚泥等のエネルギー利用を推進します。

### (5) 各種リサイクル法の推進

各種リサイクル法が円滑に施行されるよう住民に対し、関係機関と連携して、普及啓発を行います。また、各種法律によりリサイクルを進める上で課題となる点について、市町の要望等を踏まえながら、国への制度の見直しなどについて働き掛けを行います。

表20 各種リサイクル法の概要

区 分	施行年月	法 の 概 要
容器包装リサイクル法	H12. 4 (改正H18. 6)	市町村による分別収集（消費者による分別排出）及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収・リサイクルシステムが規定されています。
家電リサイクル法	H13. 4	小売業者による回収及び回収された使用済み家電製品の製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムが規定されています。
食品リサイクル法	H13. 5 (改正H19. 6)	食品の製造・加工・販売業者が取り組むべき事項（食品廃棄物の再資源化）が規定されています。
建設リサイクル法	H14. 5	建設工事受注者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請業者などの契約手続などが規定されています。
自動車リサイクル法	H17. 1	自動車の所有者によるリサイクル料金の負担、関連事業者による使用済自動車の引取り・引渡し、自動車メーカー等によるフロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストの引取り・再資源化等が規定されています。
小型家電リサイクル法	H25. 4	国の認定を受けた認定事業者による再資源化事業（収集、運搬及び処分）など、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度が規定されています。

### (6) リサイクル産業創出に係る人材育成

地域における循環型社会ビジネスの促進につなげていくため、引き続き、事業所でリサイクル技術等の研究開発などに携わる人材の育成に取り組みます。

## 4 地域循環圏での有用資源の回収体制の確保

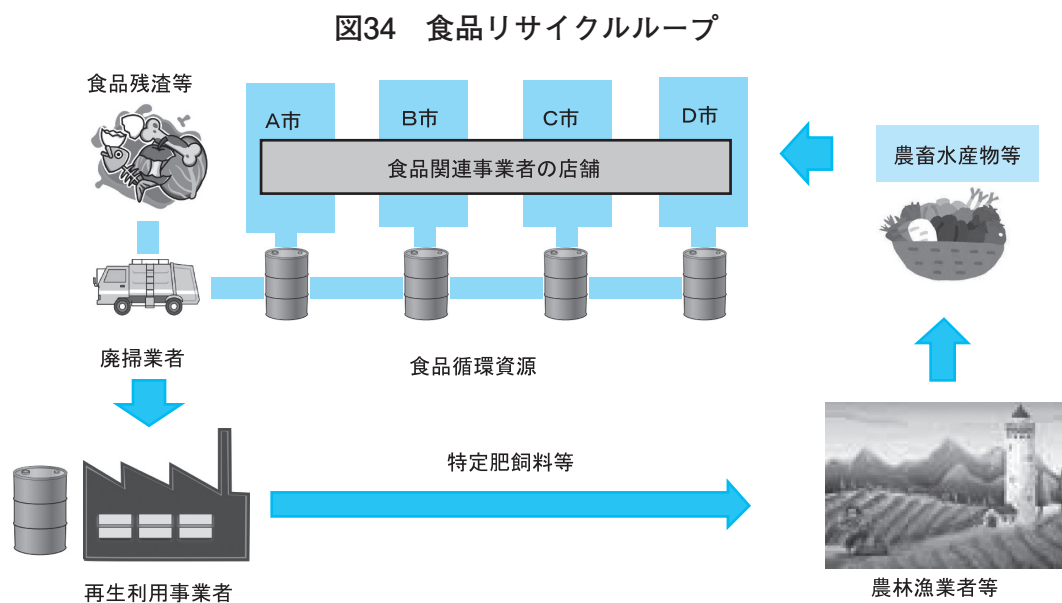
### (1) 使用済小型電子機器等のリサイクルの推進

家庭で使用済みとなった小型電子機器を効率的に回収するため、市町に対し、全国の先進事例の取組等を情報提供するとともに、分別排出や回収ボックスの設置などによる回収体制の整備、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者等への回収した小型電子機器の引渡し、当該事業者等による有用金属の確実な回収を行うよう助言することにより、使用済小型電子機器等の回収・リサイクルの推進に取り組みます。

なお、使用済小型電子機器等が無許可業者により回収され、不適正処理されることがないように、住民への啓発や不用品回収業者への立入指導の強化により、小型家電リサイクル法認定事業者等による適正処理を推進します。

### (2) 食品リサイクルループの推進

食品廃棄物は、近年、排出量が増大しており、その多くが焼却施設で処理されていることから、食品リサイクル法の規定による食品関連事業者の再生事業計画策定などにより、食品リサイクルループが構築され、食品廃棄物が肥飼料として確実に利用されるよう、有用資源の資源循環を推進します。



### (3) 多様な資源循環ルートの活用による古紙類の再生利用の推進

依然として可燃ごみに含まれている再生利用可能な古紙については、町内会等の集団回収や小売店の店頭での回収、オフィス町内会としての排出など、多様なルートによりリサイクルが円滑に行われるよう、市町と連携した取組を進めます。

また、雑紙<sup>4</sup>について、できるだけリサイクルされるルートに乗せることで、古紙類等の再生利用を推進します。

4 雑紙：家庭から排出される古紙のうち、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもの。具体的には、家庭で不要となった投込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般を指す。

## 5 低炭素社会への取組みの推進

### (1) ごみ焼却施設等における高効率発電の導入促進【重点取組】

市町のごみ焼却施設は、国の交付金を受けて整備されており、その新設又は増設に当たって交付金を受けるためには、単にごみを焼却するだけでなく、発電等によりエネルギーを回収する施設を整備することが要件となっています。高効率の発電施設を整備する際は、交付率の上乗せが図られており、それ相応の規模の施設とする必要があります。

また、高効率の発電施設等は、地域のエネルギー拠点としての役割を担うことにもなります。

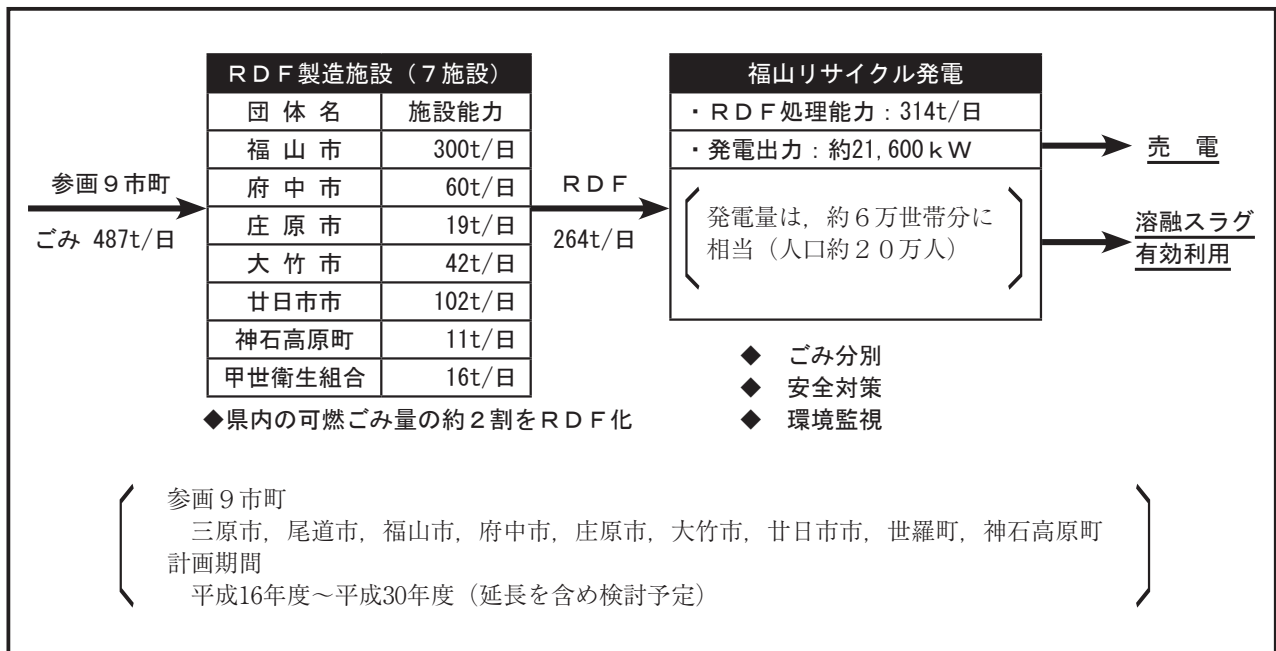
このため、施設を施設を更新する際は、周辺市町と施設の集約化を図ることなどを検討し、ごみ処理の効率化、低炭素社会の実現に寄与する高効率の発電施設が整備されるよう、関係市町との調整について助言・技術的支援を行います。

### (2) 福山リサイクル発電事業の推進

可燃ごみの広域処理とサーマルリサイクルを通じて、環境、資源、エネルギー対策を進めるため、引き続き、福山リサイクル発電事業（RDF発電・灰溶融）を実施します。

また、この事業の計画期間終了後における参画市町のごみ処理や施設整備を検討する必要があることから、隣接市町との共同処理等の広域化、効率化の検討を進めるなどの助言・調整等を行います。

図35 福山リサイクル発電事業の概要





### (3) 未利用廃棄物のエネルギー利用の推進【重点取組】

再使用及び再生利用が困難な廃棄物をエネルギー利用することにより、低炭素社会の実現を推進します。

市町のごみ焼却施設において、廃棄物発電や熱供給システムなどのエネルギー回収設備が導入され、埋立処分されていた廃プラスチック類などの有機性廃棄物が可能な限りエネルギー利用されるよう、市町に対し技術的支援を行います。

### (4) 廃プラスチック類・木くずの燃料化による有効利用の推進

地球温暖化対策、資源の有効利用の観点から、近年、廃プラスチック類の燃料化（RPF化）が進められていることから、引き続き、こうした取組を推進します。

また、木くずについては、原材料への使用又は熱利用により有効利用を図るとともに、木質バイオマス等への活用、利用促進に向けた取組を促進します。

## 6 リサイクル産業の集積・育成

びんごエコ団地に進出した企業が円滑に事業実施できるよう、技術的助言を行うとともに、未分譲地への企業立地を進め、リサイクル産業の集積を推進します。

### 【施策の実施状況を評価するための指標】

👉 資源循環を基本とした社会づくり				
指標	単位	現状値 (H26)	目標値	目標年度
熱回収設整備数（一廃）	施設数	5	11以上	H32

## 第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

### 1 将来を見据えた市町連携による廃棄物処理体制の推進【重点取組】

#### (1) 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進

市町の一般廃棄物処理に要するコストをより詳細に把握することは、ごみ処理における課題の抽出や、排出抑制及び効率的な処理等の施策に反映させることにつながります。

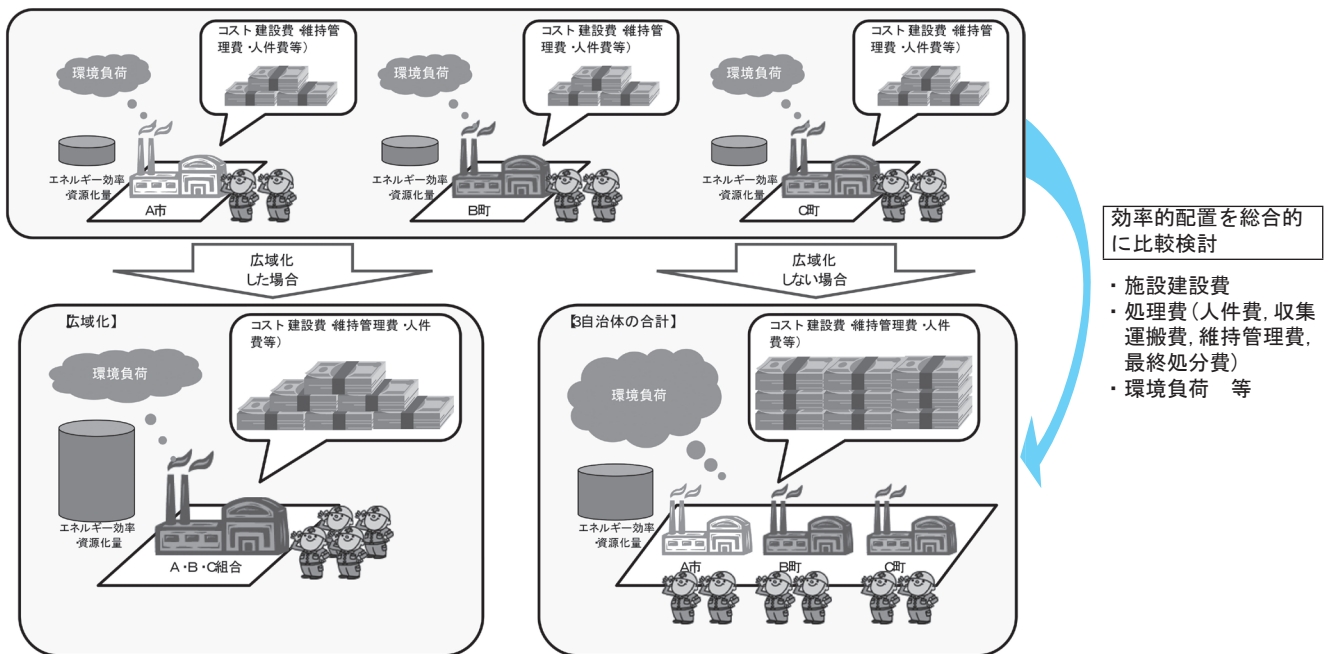
このため、市町に対し、国が策定した「一般廃棄物会計基準（平成19年6月環境省）」に基づき、廃棄物処理コストの分析を行い、必要な施策を推進するための技術的支援を行います。

#### (2) 一般廃棄物処理施設等の効率化の促進

県内のごみ処理設備の半数近くが稼働後20年以上経過しており、今後の施設更新に当たっては、多大な財政負担が予想されることから、地域の地理的、社会的な特性を考慮した上で、広域化・集約化による適正な規模での効率的な処理施設の配置の検討を促進します。

また、将来の人口減少等社会情勢の変化によるごみの減量化や労働力人口の減少を踏まえ、将来にわたる一般廃棄物の効率的かつ適正な処理体制の確保に向け、関係市町の調整及び技術的支援を行います。

図36 一般廃棄物処理施設効率化のイメージ



※災害に備えた処理能力を確保するなど  
防災拠点機能を想定した整備により、  
災害時の処理体制も確保

### (3) 安定的な一般廃棄物処理体制の確保

廃棄物を適正に処理するためには、焼却施設や最終処分場などを安定的に確保する必要があることから、長期的かつ総合的な視点に立って、計画的に施設の整備を進める必要があります。

このため、将来、ごみ及びし尿の排出量や施設の耐用年数などを勘案し、定期的に一般廃棄物処理基本計画を見直すなど、計画的な施設整備に向けた市町の取組について技術的支援を行います。

## 2 一般廃棄物の適正処理対策の推進

### (1) 社会環境の変化に対応した処理体制の構築

人口が減少する中、1世帯当たりの人員数は減少し、世帯数が増加する傾向にあります。1世帯当たりの人員が少なくなるほど1人当たりのごみ排出量は増加するという調査結果もあります。こうした面から、増加しているアパート、マンション等の集合住宅の入居世帯のごみ出しや分別などの徹底を図っていく必要があります。また、高齢化による一人暮らしの高齢者世帯の増加に伴い、所定の収集場所に家庭ごみを搬出することが困難な状況が発生したり、他方で、一般廃棄物の処理を伴う遺品整理などについても需要が高まってきている状況にあります。こうした状況を踏まえ、一般廃棄物の収集運搬体制に係る全国の先進事例などの情報を収集し、高齢化や単身世帯の増加に対応した適正処理対策について、市町に対し、技術的な支援を行います。

在宅医療の廃棄物（家庭から排出される使用済注射針、点滴器具等）については、国の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年3月在宅医療廃棄物の処理のあり方検討会）」を参考に、医療関係者等と連携を図り、在宅医療廃棄物の適正な処理を進めていきます。

家庭や介護施設などからの排出が増加すると考えられる紙おむつなど、市町での処理が困難な一般廃棄物については、適正処理が可能な事業者への処理の委託などが必要となるため、適正な処理ルート等に係る調査を行います。

また、適正なりサイクル技術を有する事業者との連携に係る検討などについても、市町のニーズ等を踏まえながら必要な技術支援を行います。

また、国による広域認定制度<sup>5</sup>等の対象になっている廃棄物（消火器、FRP廃船等）については、認定を受けた適正に処理できる業者、ルートを周知するなどして適正な処理を推進します。

5 広域認定制度：製品が廃棄物となったもので、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量、適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度のこと。

## (2) 適正処理の推進

市町、一部事務組合及び民間の一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施し、一般廃棄物の適正処理の徹底について指導を行うとともに、特に、ごみ焼却施設や最終処分場におけるダイオキシン類対策の徹底を図ります。

市町が設置する焼却施設、最終処分場については、インターネット等で排ガス、放流水のデータ、その他の維持管理状況を公表することとされていることから、市町に対し、円滑な施設運営を進めていくため、測定したデータ等の維持管理情報を適切に公表するよう助言します。

また、一般廃棄物の適正処理について、情報収集を行い、市町に対して技術的支援を行うほか、不適正な処理を防止するため、引き続き、県民及び事業者等に対する野外焼却禁止等の規制内容の啓発に努めます。

## (3) 違法な不用品回収業者の指導強化

家庭や事業所等から排出される使用済家電製品等を収集、運搬している不用品回収業者については、そのほとんどが一般廃棄物収集運搬業の許可、市町村の委託を受けていないとされ、廃棄物処理法に抵触すると考えられています。

このため、市町と連携して、不用品回収業者への立入検査を実施し、環境省通知の「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（平成24年3月19日付け）」により、不用品が廃棄物と判断される場合は、回収を止めるよう指導します。

## (4) 家電4品目引取義務外品の回収体制の構築

家電4品目を廃棄するにあたり、小売業者に引取義務がない場合（購入店舗が廃業等）は引取先がないことから、不法投棄や違法な不用品回収業者への引渡しにつながることがあります。

このため、市町に対し、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン（平成27年3月環境省）」により、回収体制を構築するよう助言し、技術的支援を行います。

### 3 産業廃棄物の適正処理対策の推進

#### (1) 排出事業者責任の遵守の徹底

産業廃棄物処理の基本である、排出事業者が産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する「排出事業者責任」が徹底されるよう、監視指導や法制度の運用等において総合的に施策を展開し、適正処理を推進します。

排出事業者が処理業者に委託して産業廃棄物を処理する場合においても、委託契約を書面により行うなどの委託基準の遵守義務のほか、排出事業者は発生から最終処分終了まで適正に処理する責任を有していることから、排出事業者が委託先業者の処理能力及び処理状況の確認を徹底するよう指導します。

#### (2) 監視指導の強化

排出事業者及び産業廃棄物処理業者の立入検査により適正処理を指導し、違反者に対する是正指導の強化や廃棄物処理法に基づく行政処分などにより、不適正処理の事案に迅速かつ厳正な対応を行い、環境汚染等が発生している又はそのおそれがある場合は、生活環境の保全を図るため、早期是正を指導します。

産業廃棄物の過剰保管等による不適正処理の事案が散見されていることから、平成22年の廃棄物処理法の改正で届出が義務付けられた事業場外の保管施設について、立入検査などにより監視指導を徹底します。

また、排出事業者及び処理業者に、廃棄物処理法の内容（委託基準、処理基準、法改正、国の通知等を含む。）の周知・徹底を図るため講習会等を開催するとともに、産業界等が自主的に行う広域的な処理体制の構築や環境保全活動などの取組を支援し、適正処理を推進します。

#### (3) マニフェスト制度による適正処理の推進【重点取組】

産業廃棄物の処理を委託する際に使用が義務付けられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、排出事業者による委託した産業廃棄物の処理状況の確認や処理業者による適正に処理したことの伝達が確実に行われるなど、適切な運用を指導し、マニフェスト制度の円滑な実施を推進します。

また、平成20年度から排出事業者に都道府県知事（政令で定める市の長）への提出が義務化されている前年度1年間のマニフェスト交付状況の報告<sup>6</sup>の周知を図るとともに、産業廃棄物処理の流れの迅速かつ的確な把握、法の遵守、事務処理の効率化が図れる電子マニフェストの利用を啓発する対策を講じ、電子マニフェストの普及を促進させます。

電子マニフェストの使用により、毎年のマニフェスト交付状況の行政報告が不要になることから、電子マニフェストの公共における率先使用を検討しつつ、民間業者への普及を図ります。

6 マニフェスト交付状況の報告：マニフェストを交付した排出事業者は、前年度におけるマニフェストの交付等の状況に関する報告書を作成し、事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に提出しなければならない。

#### (4) 有害産業廃棄物の適正処理の推進

##### ○ アスベスト廃棄物対策の推進

飛散性のアスベスト廃棄物については、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で溶融による適正処理を促進します。

排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）（平成23年3月環境省）」により、適正処理の指導を行います。

また、解体現場、廃棄物処理施設の周辺における環境モニタリング調査を実施し、アスベストの飛散状況を監視するとともに、建設リサイクル法による解体等の届出のあった現場に、土木建築部局等と共同で立入し、建物の解体等のアスベスト除去工事の監視を行い、アスベスト廃棄物の適正な分別等について指導します。

##### ○ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策の推進【重点取組】

県内で保管されている不要となったPCBを含有する変圧器等の電気機器（PCB廃棄物）は、平成20年度から中間貯蔵・環境安全事業(株)（JESCO）北九州PCB処理事業所（平成26年12月に現在の名称に変更）で処理が行われています。平成27年8月に改定した広島県PCB廃棄物処理計画に基づき、高濃度PCB廃棄物は、JESCO北九州PCB処理事業所において、変更された処理期限までに確実に搬入して処理されるよう、保管事業者の指導を徹底します。

また、低濃度PCB廃棄物は、保管事業者に対し、国の認定を受けた無害化処理施設又は都道府県知事が許可した施設で、早期に適正に処理するよう指導します。

さらに、全国的に、PCB廃棄物の保管の届出がされていないものが多くあるとされていることから、掘起し調査を実施して実態を把握するとともに、保管事業者に対し、処理するまで、紛失することのないよう厳重な保管の徹底を指導します。

##### ○ ダイオキシン類削減対策の推進

産業廃棄物焼却施設や管理型最終処分場を立入検査し、基準の適合状況等の監視を行うとともに、産業廃棄物焼却施設から排出されるばいじんや燃え殻等のダイオキシン類含有量が低減化されるよう、高温での焼却や集塵装置による防塵の徹底など適切な維持管理を指導します。

##### ○ 感染性廃棄物の適正処理の推進

医療機関及び産業廃棄物処理業者に対し、血液等が付着した注射針など感染性廃棄物の適正処理を徹底し、エボラ出血熱などの感染症の侵入及び拡大を防止するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月環境省）」等に基づき、引き続き、適正処理の指導を徹底します。

また、鳥インフルエンザ等の新型インフルエンザについて、流行時においても、感染性廃棄物の処理が停滞せず安定的な処理が行われるよう、廃棄物処理業者に対し、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年3月環境省）」に基づき、従業員の感染防止等を定めた事業継続計画の策定を指導します。

### (5) 優良な産業廃棄物処理業者の育成【重点取組】

優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、廃棄物処理法に基づき、処理業者の優良認定を行います。

優良認定業者については、許可の更新期間の延長など、認定に係るメリット等を啓発して認定業者の育成を図るとともに、優良認定業者が優先的に委託先として選定される環境づくりを推進します。

また、一般社団法人広島県資源循環協会と連携して、産業廃棄物処理業者が行う情報公開や、協会の自主事業として実施している地域における不法投棄物の撤去事業などの社会貢献活動の取組を支援し、業界の健全な発展を図ります。

### (6) 産業廃棄物の広域移動の監視

「県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱」に基づく事前協議により、県外産業廃棄物の性状、排出工程及び搬入量などを確認・把握するとともに、県外からの産業廃棄物の過剰な搬入などによる不適正な処理が行われないよう監視を実施します。

## 4 産業廃棄物処理施設の確保・維持管理等

### (1) 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導

産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行うとともに、稼働中の処理施設は維持管理基準等の遵守を指導します。

焼却施設及び最終処分場については、法令に基づき、都道府県知事（政令で定める市の長）による定期検査や施設管理者によるインターネット等での維持管理状況の公表が義務付けられていることから、定期的に、構造基準や維持管理基準の適合状況を確認し、処理施設の安全性・信頼性等の確保を図ります。

### (2) 公共関与による安定的な処理体制の確保

福山市箕島地区及び広島市出島地区における埋立処分事業は、引き続き、地域住民の理解を得ながら、一般財団法人広島県環境保全公社により適切に管理・運営します。

民間事業者による最終処分場の設置が困難な状況が継続し、適正処理に必要な埋立容量がひっ迫することが想定される場合は、これを補完するため公共関与による将来にわたる安定的な廃棄物の受入体制を検討します。

### (3) 地域住民との合意形成の推進

「産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱」に基づき、設置者による地元説明会の開催などを指導し、設置者と地域住民の間の合意形成が円滑に行われるよう調整を図ります。

また、地域住民の環境保全に関する要望等に応じて、環境保全協定を締結するよう助言し、処理施設に対する地域住民の理解と信頼の醸成に努めます。

#### (4) 埋立終了した最終処分場及び処分場跡地の安全対策の推進

埋立が終了する最終処分場について、廃止までの間の適正な管理を確保するため、法の規定に基づき、埋立終了後に必要となる維持管理費用の積立を指導するとともに、施設許可を取り消された最終処分場についても、適正な維持管理の実施を指導します。

また、廃止した最終処分場の跡地を指定し、当該土地の形質変更などが行われる場合に、生活環境の保全上の支障が生じないように、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成17年6月環境省）」に基づき、適正な跡地管理を推進します。

### 5 不法投棄防止対策の推進

#### (1) 不法投棄監視体制の強化

車両、船舶及びヘリコプターによる陸域・海上・上空からのパトロールを実施して、不適正事案の未然防止や早期発見を図り、不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底します。（図37 廃棄物不法投棄対策等実施体系図参照）

また、県庁に常駐する不法投棄対策班が行う機動的な監視活動や情報収集により、事案への対処能力の向上を図ります。

#### (2) 不法投棄情報の収集

県庁に設置する「不法投棄110番ファックス」、県ホームページ、業界団体と締結した不法投棄通報協定等により、県民等から不法投棄など不適正処理に関する情報を幅広く収集し、関係機関に迅速な情報提供を行い、不法投棄事案等の早期対応、早期解決に努めます。

#### (3) 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化

厚生環境事務所毎に設置した地元市町や警察署などの関係機関で構成する地区不法投棄等防止連絡協議会により、地域に根ざした監視・啓発活動を推進するとともに、町内会や各種業界団体との連携を強化して、監視網の拡充を図ります。

また、警察本部・海上保安本部等との合同監視パトロールや「全国ごみ不法投棄監視ウィーク<sup>7</sup>」と連動した活動を実施するなど、不法投棄監視活動の強化を図ります。

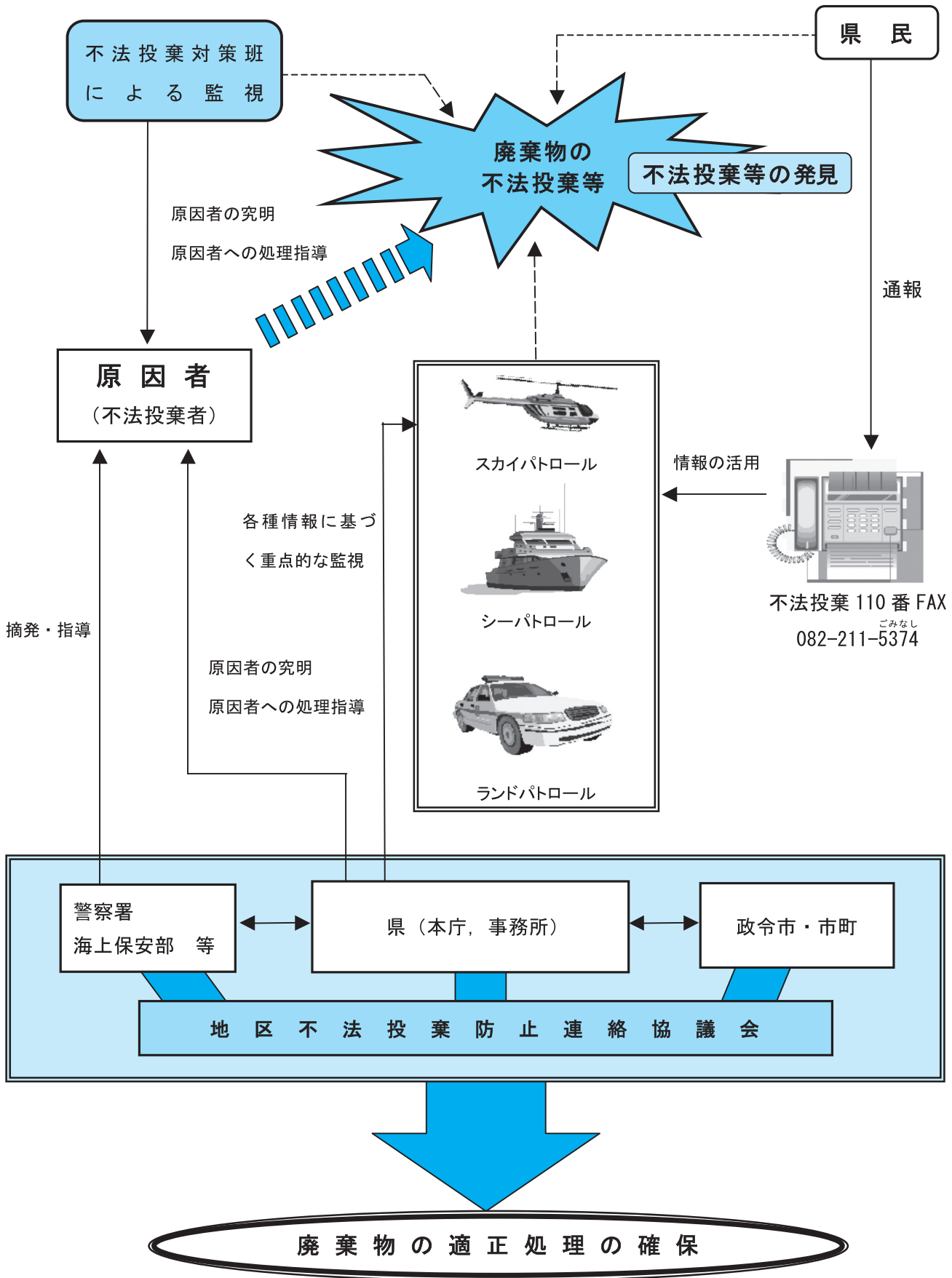
#### (4) 市町と県の連携

産業廃棄物の不法投棄、不適正処理の事案は、発生した場所の市町に関係する問題でもあることから、市町職員の県職員への併任制度等により、市町が日常の監視として産業廃棄物の立入検査を実施しています。なお、廃棄物に係る事案等の発生時には、県と市町が連携して迅速に対応し、早期解決を図ります。

7 全国ごみ不法投棄監視ウィーク：5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの期間。美しい日本、持続可能な社会を目指して、全国市長会が平成18年度に全国の市に呼び掛け創設されたもの。



図37 廃棄物不法投棄等対策実施体系図



⑥ 施策の展開

## (5) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

市町において、不法投棄防止の対策は大きな課題となっており、不法投棄防止の看板、監視カメラ、防止ネットの設置、不法投棄監視員の委託、不法投棄防止キャンペーンなど、市町の実情に応じ、様々な対策を実施しています。

こうした市町が実施する不法投棄防止対策やポイ捨てに係る啓発及び清掃に関する事業について、引き続き、市町の取組を支援していきます。

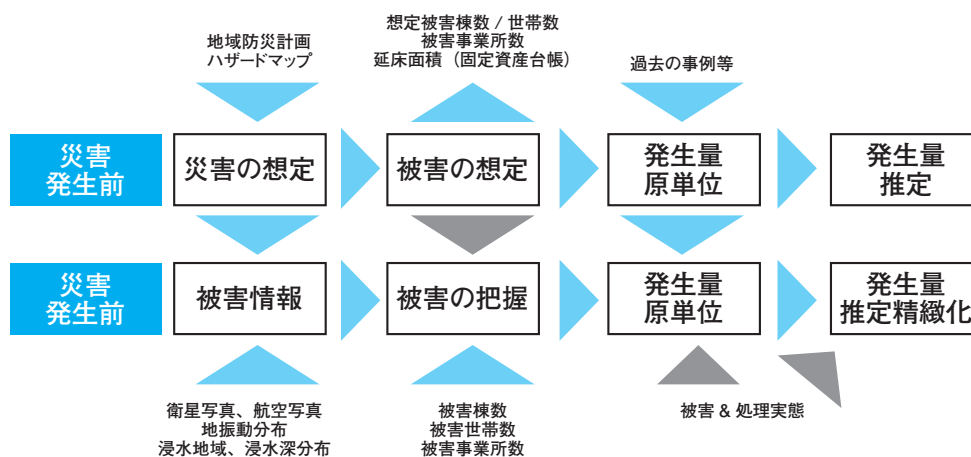
## 6 災害廃棄物対策の推進【重点取組】

大規模災害発生時において、迅速かつ適正な災害廃棄物処理を行うため、平時からの備えとして、廃棄物処理体制の検討、計画策定の促進、相互協力体制の整備を図ります。

表21 今後の大規模災害への備え

①	早期復旧に向けた初動体制の整備
②	都道府県、市町、事業者との連携・協力（人的・技術的支援、資機材等手配、受入先）
③	大規模災害を対象とした技術的な検討
④	空地の有効利用、事前の備え （仮置場候補地検討、関係部局との連携、災害時の空地利用に関するルール作り等）
⑤	仮置場の適正管理（環境対策）
⑥	最終処分（埋立）容量確保、再生利用先の確保
⑦	災害廃棄物処理に係る手続等の簡素化（受入先自治体、民間事業者、施設設置）
⑧	人的ネットワーク構築、人材育成
⑨	広報、住民・被災者への対応

図38 災害廃棄物発生量の推定手順（災害廃棄物対策指針（環境省））



### (1) 災害発生時における廃棄物処理体制の検討

県内において発生が懸念される災害に対して、災害廃棄物発生量の推計、必要な仮置場面積や仮設トイレ、資機材等の数量の確保、市町既存施設での処理可能量の把握など、必要事項を整理した上で、災害廃棄物処理体制の検討を行います。

### (2) 市町による災害廃棄物処理計画策定の促進

東日本大震災での経験などを踏まえ、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」に基づき、市町に対して災害廃棄物処理計画の策定の助言、技術的支援を行います。

### (3) 広域的な相互協力体制の整備

大規模災害時には市町単独では廃棄物処理が困難となるおそれがあることから、近隣市町、近隣県、関係団体等と連携し、広域的な相互協力体制の強化を図ります。

なお、県と一般社団法人広島県環境整備事業連合会、広島県環境保全事業協同組合、一般社団法人広島県清掃事業連合会及び一般社団法人広島県資源循環協会は、災害発生時の支援協力に関する協定を締結しています。

## 7 海ごみ(海岸漂着物,漂流・海底ごみ)対策の推進【重点取組】

海岸漂着物、漂流・海底ごみを含めた海洋ごみ全体の対策として、海岸漂着物処理推進法<sup>8</sup>に基づく地域計画を策定し、沿岸市町、海岸管理者、漁業関係者、清掃関係の民間団体等の関係機関と連携し、関連情報の収集・提供や、海洋ごみの回収・処理、排出抑制対策の促進の検討を行います。

また、沿岸市町に対して国の補助制度の活用検討を助言します。

## 8 生活排水対策(し尿等)の推進

### (1) 下水道等の整備の推進

平成8年3月に策定した広島県污水適正処理構想（平成26年4月改定）に基づいて、地域の実情に応じた公共下水道、農業・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備を進め、污水处理人口普及率の向上を図ります。

### (2) 浄化槽の整備の推進

下水道、農業・漁業集落排水施設などの整備が困難な地域においては、国の「循環型社会形成推進交付金」や「浄化槽設置整備事業」、「浄化槽市町村整備推進事業」の助成制度を活用した浄化槽の整備が図られるよう、市町の取組を支援します。

省エネルギータイプ等の環境配慮浄化槽設置整備についても、これら事業の一環として市町の取組を支援します。

また、生活排水対策の一環として、引き続き単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

8 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）

表22 広島県污水適正処理構想（平成26年4月改定）の整備予定

区分	事業名	平成24年度末現在		平成32年度末予定		平成37年度末予定	
		処理人口 (千人)	処理人口 普及率 (%)	処理人口 (千人)	処理人口 普及率 (%)	処理人口 (千人)	処理人口 普及率 (%)
集合処理	公共下水道	2,028	70.5	2,060	75.2	2,062	77.9
	農業・漁業集落排水	56	2.0	55	2.0	51	1.9
個別処理	合併処理浄化槽等	343	11.9	355	12.9	346	13.1
計		2,428	84.4	2,469	90.2	2,458	92.9

※ 端数処理の関係により、内訳と計が一致しない場合がある。

### (3) 浄化槽の適正な管理の推進

し尿及び生活排水の処理を推進し、環境負荷の低減を図るため、恒久的な污水处理施設としての浄化槽に対する社会的ニーズの高まりなども踏まえ、浄化槽の適正な維持管理の徹底を普及啓発するとともに、浄化槽管理士研修会など維持管理のスキルや信頼の向上に向けた関係者の取組を促進します。

また、市町が行う法定検査結果等に基づく維持管理の改善等の指導や、浄化槽の適切な実態把握及び効率的な情報管理など、適正な維持管理促進に向けた取組に対し、行政職員研修や共同立入等を通じて技術的な支援・助言を行います。

法定検査の受検促進については、法定検査の必要性が理解される効果的な普及啓発や、未受検者に対する個別の受検指導などにより、法定検査の受検率がおおむね75%となるよう、市町、指定検査機関、関係事業者等と連携して、受検率向上の対策を実施します。

表23 法定検査体制

指定検査機関	公益社団法人広島県環境保全センター	公益社団法人広島県浄化槽維持管理協会
新検査体制に伴う 法定検査の役割	新設時検査（浄化槽法7条検査）	—
	定期検査（浄化槽法11条検査） ・10人槽以下（5年に1回のガイドライン 検査） ・11人槽以上（毎年のガイドライン検査）	定期検査（浄化槽法11条検査） ・10人槽以下（5年に4回の効率化検査）

※ 「ガイドライン検査」とは、浄化槽法定検査判定ガイドライン(平成8年3月25日付け衛浄第17号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知,一部改正平成14年2月7日付け環廃対第105号)による検査のこと。

## 9 今後発生が想定される廃棄物への対応

### (1) 太陽光発電設備の廃棄処分に係る対応

再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって大量に導入される太陽光発電設備等の将来の大量廃棄が想定されます。環境省は、こうした事態に備え、平成25年度から有識者等で構成される検討会で、太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分の推進に向けた検討を行っており、平成27年度には、「太陽光発電設備の撤去・運搬・処理方法に関するガイドライン」が策定される予定となっています。

今後、環境省から情報収集するとともに、策定されるガイドライン等により、廃棄される太陽光パネルの適正処理の推進を図ります。

### (2) 水銀環境汚染防止法施行に伴う廃金属水銀等への対応

平成27年6月19日、水銀による環境の汚染の防止に関する法律が公布され、水銀等の貯蔵、水銀含有再生資源の管理について、これまで有価物として廃棄物処理法の規制対象外であった廃金属水銀等の規制が強化されます。

規制対象となる水銀血圧計・体温計などは、家庭内又は医療機関に相当数あるという調査結果もあることから、水銀使用製品の一覧を作成するなどして使用製品の啓発を図り、市町が収集した水銀を含有する廃棄物は、公益社団法人全国都市清掃会議によるリサイクルルートなどを活用して適正な処理を進めていきます。

### 【施策の実施状況を評価するための指標】

☞ 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり				
指標	単位	現状値 (H26)	目標値	目標年度
1人当たりごみ処理経費	円	11,400 (H25)	現状維持	H32
産業廃棄物最終処分場の埋立残余年数	年	10.6 (H24)	10年以上	H32
産業廃棄物の不法投棄件数 (10t以上)	件	5.6 (H17~26平均)	毎年度5件以下	H32
電子マニフェスト普及率	%	41	55以上	H32
高濃度PCB廃棄物 (トランス・コンデンサ) 処理率	%	56 (H25)	100	H30
優良産業廃棄物処理業者許可件数	件	107	150以上	H32
災害廃棄物処計画策定数	市町数	なし	23	H30
海洋ごみ処理計画(策定予定)に基づく事業実施市町数	市町数	なし	5以上	H32

## 第3節 環境に配慮した行動が広がる社会づくり

### 1 環境意識の向上及び自主的行動の推進

環境学習・環境教育を指導する環境活動リーダー等の人材養成や環境問題に関する情報の提供等を通じて、環境意識の向上を図るとともに、県民や事業者等が環境に配慮した生活や事業活動が実践できるよう計画的に進めていく必要があります。

#### (1)「ひろしま環境の日」「環境月間」「3R推進月間」等を通じた啓発の実施

毎月第1土曜日を「ひろしま環境の日」と定め、広報及び啓発活動に積極的に取り組むとともに、国・市町・民間団体と連携して、「環境の日（6月5日）」、「環境月間（6月）」、「瀬戸内海環境保全月間（6月）」、「3R推進月間（10月）」、「浄化槽月間（10月）」等の様々な環境関連行事や実践事例の情報を発信し、県民・事業者等への啓発を図ります。

#### (2)市町との連携による普及啓発の推進

循環型社会の実現を図るためには、住民の3Rに関する意識を高め、3Rの具体的な行動につなげる、3R型のライフスタイルに変革していく必要があります。

このため、県・市町で設置する「広島県環境行政総合調整会議」等において協議・調整を行い、県と市町で連携して、食品ロス削減など、住民に対する意識啓発、行動の実践例の紹介などの普及啓発を推進します。

#### (3)環境学習セミナー、講演会等の開催

ひろしま地球環境フォーラム等と連携し、環境問題等に関する講演会を開催するなど、環境学習の機会の充実を図ります。

#### (4)学校等における環境学習・環境教育の推進

環境学習指導者の紹介や啓発資料の配布を通じて、学校等における環境学習・環境教育の推進や多様な主体が参画した環境学習の体制づくりを支援することにより、環境学習の一層の推進を図ります。

### 2 各主体の取組支援

#### (1)自主的活動の取組支援

##### ○ 環境にやさしい自主的活動の促進

ひろしま地球環境フォーラム等の環境保全推進団体との連携を強化し、環境にやさしい商品の購入や省資源・省エネルギー運動、3R推進運動等の事業者、地域、家庭における自主的な取組を促進します。

##### ○ 環境にやさしい企業活動の普及促進

企業等による環境マネジメントシステムであるISO14001<sup>9</sup>、エコアクション21等の導入を支援し、環境にやさしい自主的活動の促進を図ります。

9 ISO14001:国際標準化機構(International Organization for Standardization)が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のこと。「国際標準化機構」とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や、品質管理規格(ISO9000シリーズ)などを発行している。

## (2) 県の率先した取組

県自ら「事業者」として、県の業務全般における循環型社会の実現に向けた率直的な取組を進めます。

### ○ 公共事業における廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進

「広島県環境配慮推進要綱」に基づいて、県が行う公共事業について、計画・設計・工事の各段階における廃棄物の排出抑制・リサイクル、省資源・省エネルギー等の配慮状況を点検し、公共事業における環境配慮を推進します。

### ○ グリーン購入の推進

「広島県グリーン購入方針」、「広島県登録リサイクル製品使用指針」等に基づいて、登録リサイクル製品など環境に配慮した物品や役務の調達、公共工事における再生資材の調達などを推進します。

また、「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」に基づいて、事務所等における省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化・リサイクル、職員の意識啓発などの取組を進め、エコオフィスづくりを推進します。

## 3 環境情報の提供

環境問題の現状や環境学習・環境教育に役立つ人材、教材、施設情報等の分かりやすく提供するほか、企業の自主的な参加が増えることにより食品ロスの削減につながるフードバンクなどの取り組み事例の紹介など、県ホームページの環境情報サイト(エコひろしま)等を利用した積極的な情報発信に努めます。

## 4 地域課題解決に貢献する環境対策の推進

近年、人口減少、高齢化、空き家の増加、コミュニティの衰退などが社会問題化しており、特に一般廃棄物に係る環境対策の実施に当たっては、地域課題の解決に資するものとなるよう、住民の参加・協力が得られ、地域を巻き込み、地域の活性化を考慮した事業となるよう検討します。

### 【施策の実施状況を評価するための指標】

👉 環境に配慮した行動が広がる社会づくり				
指標	単位	現状値 (H26)	目標値	目標年度
海岸漂着ごみ清掃参加人数	人	11,600	20,000	H32